省　令

○経済産業省令第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令

計量法第百三十五条第一項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表国立研究開発法人情報通信研究機構の項中「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

告　示

○総務省告示第二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

総務大臣　山本　早苗

第十五項を第十六項とし、第八項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第七項中「合格したもの」の下に「（施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。）」を加え、同項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項中「（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）」を削り、同項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

一　Ｈ３Ｅ電波又はＪ３Ｅ電波二六・一ＭＨｚを超え二八ＭＨｚ以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）

○総務省告示第三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

総務大臣　山本　早苗

第二項の表中「検定合格機器」を「検定規則による型式検定に合格したもの（施行規則第11条の5の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。）」に改める。

○総務省告示第四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

総務大臣　山本　早苗

第五項中「次の各号に掲げる無線設備の機器」を「無線設備の機器（施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。）であつて、次の各号に掲げるもの」に改める。

○法務省告示第八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

第二号の表に次のように加える。

小清水町農業協同組合	北海道斜里郡小清水町字小清水三百七十九番地	耕種農業

○厚生労働省告示第五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉のまちづくり市民ネットワーク	静岡県浜松市南区東若林町一二二〇番地の五	岩本　悦司	静岡県浜松市東区天王町一一四番地の十	平成二十八年七月二十二日

○厚生労働省告示第六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人小田原支援センター	神奈川県小田原市東町四丁目十一番地二号	神奈川県小田原市東町四丁目十一番地二号	平成二十八年八月一日
	神奈川県小田原市東町四丁目四番地五号	神奈川県小田原市東町四丁目四番地五号	
		神奈川県小田原市東町一丁目三十二番地二十号	

○農林水産省告示第四十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第五項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

第二号の表を次のように改める。

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分		数量単価
麦	非パン・中華麺用品種の小麦	一等	
		A区分	六〇キログラム当たり六、六九〇円
		B区分	六〇キログラム当たり六、一九〇円